



令和8年4月1日から

# 自転車の反則金制度が始まります！

\*重大な事故につながるような悪質・危険な違反が取締り対象となり、青切符が交付されます。



交通ルールを守って交通事故ゼロへ！

4月6日～4月15日 春の全国交通安全運動実施中

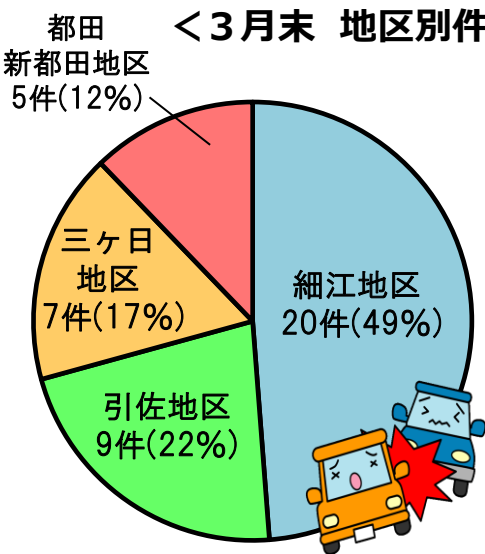


## 令和8年3月末 管内の交通事故件数(概数)

区分	人身事故	死者	傷者	物損事故
管内全体	41	0	53	246
高齢者事故	15	0	10	【3月 92】

事故類型別 (件数) 3月末			
区分	管内	高齢者事故	
人対車両	対(背)面通行中	1	
	横断中	横断歩道	
		その他	1
	その他	1	
車両相互	正面衝突	1	
	追突	10	3
	出会い頭	7	4
	追越等	1	
	右左折時	6	
	その他	10	5
	車両単独	3	3
踏切			
計	41	15	

### <3月末 地区別件数>



#### <状態別 傷者>

- ★自動車運転中 28人
- ★自動車同乗中 11人
- ★自動二輪車運転中 6人
- ★自転車運転中 5人
- ★歩行中 3人

○運転に集中して、周りの車の動きに注意しましょう。  
○同乗者はシートベルトをきちんと着用しましょう。



## 道路交通法一部改正のポイント

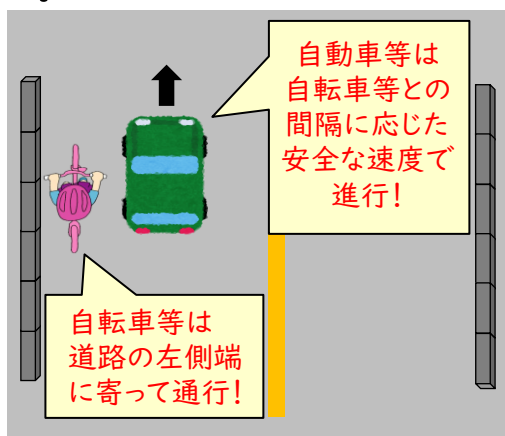
令和8年4月1日から施行

### 車が自転車等を追い抜く際に

#### 自転車等の安全を確保するための規定が創設

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち自転車の右側に接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合に両者との間に十分な間隔がないときは・・・



自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

違反点・2点

反則金

5千円(被側方通過車義務違反)

反則金

大型車・・・9千円 普通車7千円  
二輪車・・・6千円 原付等5千円

### 普通・準中型仮免許の年齢要件が18歳から「17歳6か月」に引き下げに

普通・準中型自動車仮免許の取得と自動車運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も進学や就職前に普通免許を取得しやすくなります。



【改正前】 仮免許も本免許も18歳で受験と交付

➡【改正後】

普通自動車と準中型自動車の仮免許は17歳6か月で交付可能\*本免許は18歳で交付されます

\*早生まれの人は高校在学中等に普通免許を受験することが難しく進学・就職前に取得できないなどの影響がある場合も。

\*早生まれに限らず高校在学中等にゆとりをもって準備が可能に！

こちらの「細江警察署だより」は細江警察署のホームページにも掲載します。是非ご覧ください。



“交通安全協会 細江地区支部”のホームページも是非ご覧ください。

